

西尾市 | 第2期 | 子ども・子育て支援計画

令和2年度～令和6年度

にっこり しあわせ おとなも子どももいっしょに育つまち にしお



令和2年3月 西尾市

は じ め に

「住みたいまち」を実現するためには、子育てしやすい環境や満足度の高いサービスの提供により、「子育てをするなら、やっぱり西尾市」と思っただけのように若い世代を中心とした移住定住を図ることが何より大切だと感じています。

少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、国において、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連三法が成立しました。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から実施されています。

西尾市においても、平成 27 年 3 月に「西尾市子ども・子育て支援計画」を策定し、3 歳未満児保育や放課後児童クラブの充実、保育料無償化への対応、子育て世代包括支援センターの開設、養育支援家庭訪問事業や障害児保育等の拡大など、様々な子育て支援の施策に取り組んできました。

この計画は、5 年ごとに見直しを行う必要があり、このたび「第 2 期西尾市子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。この計画に基づき、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を図るとともに、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、子育て支援対策について積極的かつ総合的な取り組みを推進してまいります。

最後になりましたが、子ども・子育て支援等ニーズ調査にご協力をいただいた皆様、また「西尾市子ども・子育て会議」委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進にあたり、市民の皆様には一層のご支援ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月



西尾市長 中村 健

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
第2章 西尾市の現状	5
1 少子化の動向	7
2 家庭の状況	10
3 子どもの状況	19
4 主な子育て支援施策等の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	33
2 基本的な視点	34
3 基本方針	35
第4章 施策	37
1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	39
2 地域における乳幼児の子育て支援の推進	42
3 次代を担う子どもがいきいきと育つ環境づくり	48
4 特別な支援が必要な子どもへの対応などきめ細かな取組の推進	54
5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	59
第5章 計画の推進に向けて	63
1 推進体制	65
2 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画	65
3 主要事業等	89
第6章 資料編	91

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

我が国において少子化が進んでおり、平成 30 年の合計特殊出生率は 1.42 と、人口を維持する 2.07 を大幅に下回っています。少子化の原因は、晩婚化・未婚化と言われていましたが、近年では夫婦の出生力そのものの低下がみられます。

核家族化の進行、女性の社会進出の増大、都市化の進行、地域の人間関係の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このように人々の意識や家庭・地域・職場の環境が変化する中で保護者が子どもを産み育てることに多くの困難を伴い、子どもが健やかに育つことへの不安が大きい社会であることが、少子化の進展として現れているといえます。

このため、行政、地域、企業など社会全体が協力して、子どもの成長と保護者の子育てを支援することが非常に重要な課題となっています。

○国の取り組み

政府においては、「少子化社会対策基本法」に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進しています（令和元年版「子供・若者白書」）。

平成 24 年 8 月には子ども・子育て支援法等が制定され、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援の新たな制度（幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度）に移行しました。また、令和元年 10 月から、3 歳～5 歳児までの幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されています。

○愛知県の取り組み

県においては、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画として「あいち子育て・子育て応援プラン」を平成 17 年 3 月に策定し、平成 22 年 3 月に「あいち はぐみんプラン」として改定しています。平成 27 年 3 月には、「あいち はぐみんプラン 2015～2019」として、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもの貧困対策推進計画及び児童虐待防止基本計画を一体化した、子ども・子育てに関する総合的な計画を策定しています。

令和元年度には、「あいち はぐみんプラン 2015～2019」を改定し、子ども・子育て支援施策の一層の充実を図る見込みです。

○西尾市の取り組み

本市においては、平成 17 年 3 月に西尾市次世代育成支援行動計画を策定し、総合的な取り組みを推進しています。平成 22 年 3 月に見直し、平成 23 年には市町村合併に伴い、再度見直しを行っています。子ども・子育て支援法等の制定に伴い、平成 27 年 3 月に「西尾市子ども・子育て支援計画」を策定しています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項の市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の市町村行動計画、「健康増進法」の第 8 条第 2 項の市町村増進計画の一翼を担う健やか親子 21 計画にあたり、本市が子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向とその具体的施策を示したものです。

また、「第 7 次西尾市総合計画」を上位計画とし、「健康にしお 21 計画」、「西尾市障害者計画」、「西尾市男女共同参画プラン」など市の各部門別計画との整合性を図っています。

(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」において 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が定められており、この計画は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(3) 計画の対象

子どもの権利条約、児童福祉法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法等に基づき、この計画が対象とする「子ども」とは、18 歳未満を想定しています。